

# 香川県報



第16号

平成18年

2月28日(火曜日)

## 目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

告示  
道路の区域変更及び供用開始（二件）  
（道路保全課） 一

公告  
肥料の登録の失効  
（農業経営課） 二

## 告示

香川県告示第百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第二項の規定に基づき新たに道路の区域となつた道路の部分の供用を開始するので、同条第一項及び第二項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十八年二月二十八日から同年三月二十一日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年二月二十八日

香川県知事 真鍋武紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路線名 観音寺池田線（五号）
- 三 道路の区域

区 間	変更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考

三豊市財田町財田上字森二〇六九番七地先から	前	八・五	九五	平成十六年香川県告示第八十一号で変更した区域の一部の不用物件化及び供用
三豊市財田町財田上字久保の下一九四一番二地先まで	前	二・二・五		
三豊市財田町財田上字森二〇六九番一地先から	前	一〇・〇	一七	
三豊市財田町財田上字森二〇七〇番二地先まで	前	三・八・〇		
三豊市財田町財田上字久保の下一九四一番二地先まで	後	一三・〇	九五	
	後	一五・〇		

四 供用開始の期日 平成十八年二月二十八日

香川県告示第百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第二項の規定に基づき新たに道路の区域となつた道路の部分の供用を開始するので、同条第一項及び第二項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十八年二月二十八日から同年三月二十一日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年二月二十八日

香川県知事 真鍋武紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路線名 中徳三谷高松線（四十三号）
- 三 道路の区域

区 間	変更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考

高松市三谷町字竹林下二六三九番 一地先から		前	一〇・五	道路改修工 事に伴う現 道拡幅
高松市三谷町字竹林下二六三九番 一地先まで		後	一一・七 一二・四	
			三八	

四 供用開始の期日 平成十八年二月二十八日

公 告

香川県公告第二百十号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四条の規定により、次の肥料の登録が平成十七年十二月三十一日に失効したので、同法第十六条第一項の規定により、次のとおり公告する。

平成一八年二月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

登録番号 香川県第 七二六号	肥料の 種類 甲殻類 質肥料 粉末	肥料の名称 ブロンエー ス	保証成分量 (%) 窒素全量 六・〇 りん酸全量 一・〇	その他の 規格 該当なし	生産業者の氏名又は名称 及 び 住 所 株式会社 加ト吉ハイオ 香川県観音寺市三本松四 丁目一番三五号
----------------------	-------------------------------	---------------------	---	--------------------	---

